

## 教育実習改革プロジェクトの経過と展望

鈴木 理<sup>1)</sup>, 助川晃洋<sup>1)</sup>, 竹井成美<sup>1)</sup>

### 1 はじめに

昨今、全国的な広がりを見せている「教育実習不適応学生」<sup>1)</sup>の問題は、宮崎大学にあって計画的教員養成を担う教育文化学部においても重要な懸案事項となっている。このことを重く見た学部長(岩本俊孝、平成16年度当時)は、直轄機関として「教育実習改革プロジェクト」(以下「プロジェクト」と略称する)を立ち上げ、可及的速やかな対策を講ずるよう命じた。その詳細については、すでに鈴木ら(2006)が『大学教育研究』第2号にて報告している。

しかしながら、同報告は、内規の整備や履修指導等の新たな方策(以下「新基準」と称す)が本格的に適用される以前の学生を対象としたものであり、あくまで試行的な運用に止まっていた。実際に新基準の適用をみたのは、平成17年度入学生以降である。すなわち、平成18年度は、新基準適用学生が附属小・中学校で「教育実習Ⅰ」(観察実習)を行う最初の年度となった。また同時に、前年度、新基準の試行的適用を受けた学生が「教育実習Ⅱ」(基本実習)にステップアップし、実際に教壇に立つこととなった。したがって、平成18年度に実施された「教育実習ⅠおよびⅡ」には、当該実習生を対象として学部や附属学校園が手がけてきたプロジェクトの成果や課題が色濃く反映されていると考えられる。

そこで本稿では、教育実習改革に関するこれまでの経過を総括し、プロジェクトによってもたらされた暫定的な成果ならびに残された課題を確認することを目的とする。

### 2 主・副専攻振り分け方法の変更

まずプロジェクトが手がけたのは、学生の志向性や適性、また受け入れ側(学部および実習先となる附属学校園や養護学校等)のキャパシティを勘案し、「適材適所」に学生(実習生)を配当することを企図する、新入生オ

リエンテーションの改善であった(表1)。

表1 新入生オリエンテーションの改善点

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高等学校における既習(未習)科目の調査を実施すること。</li> <li>② 就職(教員採用)状況および今後の見通しに関するアナウンスを行うこと。</li> <li>③ 各選修ないし主(副)専攻で用意される「教育サービス」の概要を提示すること。</li> <li>④ 学生への個別対応を多く行い、適性に配慮した選択を促すこと。</li> </ul> |
|---|

(鈴木・幸・竹内・竹井 2006)

上記は平成17年度入学生から適用され、少なくとも人数配分については順調に機能している。特にここ数年間、「障害児教育実習」や「教育実習Ⅲ(附属幼稚園)」の履修者が増大していたことを踏まえると、当該専攻に進む者の人数を適正範囲に収めることができたとはいえ、新方式適用学生は、平成18年度の段階では「教育実習Ⅰ」まで進むに止まっており、その適否の判断は、来年度以降の実習を待たねばならない。

### 3 教育実習の履修システムの見直し

#### 3.1 履修基準の改定

旧来の制度においては、「宮崎大学教育文化学部学校教育課程教育実習履修内規」第4条第2項に記された、「実習Ⅱの履修に関しては、履修前年度までに70単位以上を修得していること」という文言が、教育実習の履修に制限を加える上で唯一の拠り所となっていた(以下、「70単位関門」と称す)。しかしながら、ここでは具体的な科目指定は行われていないので、特に教育実習に関連の深い教科専門科目や教職専門科目の取りこぼしをチェッ

1) 教育文化学部

くすることができなかった。また、たとえ70単位関門を突破しても、3年次前学期の受講状況や単位取得状況は不問に付されてしまうという問題もあった。

そこでプロジェクトでは、主として教育実習に関わる学力保障という観点から、履修基準を新たに設定した。その具体的内容は内規として成文化されるに至っているが、要点は表2のごとくである<sup>3)</sup>。

表2 教育実習の履修基準

- |  |
|--|
| <p>① 教育実習Ⅰ：履修前年度までに「教職入門」（2単位）を修得していること。</p> <p>② 教育実習Ⅱ：履修前年度までに「学級経営」（2単位）を含む70単位以上を修得し、かつ履修前年度前期までに「教育実習基礎研究」の中間試験に合格し、かつ「各教科教育研究Ⅰ」の出席状況が良好であること。</p> <p>③ 教育実習Ⅲ：教育実習Ⅱの評点（素点）が60点以上に達していること。</p> |
|--|

（鈴木・幸・竹内・竹井 2006）

### 3.2 履修基準の周知と運用

上記の教育実習履修基準は、平成17年度以降、「教育実習の手引き」に明示されるようになった。よって、平成18年度2年次生に対しては、教育実習総体説明会（平成18年4月）において「手引き」を配付し、前項①および②の周知が図られた。

平成18年度新入生が「教育実習の手引き」を手にするのは、2年次（平成19年度）に上がってからのこととなるのだが、教育実習の履修基準となっている「教職入門」は、カリキュラム上、1年次後学期に置かれている。そこで、当該学生に対して、まずは入学生オリエンテーション（平成18年4月）時に前項①の周知を図った。さらに、「教職入門」の第1回授業時にも学生への周知を図るよう、担当教員に依頼した。

平成18年度3年次生に対しては、実習Ⅱ・Ⅲ説明会（平成18年4月）において前項②を、4年次生に対しては、実習Ⅲ・障害児教育実習説明会（平成18年4月）において前項③を、それぞれ周知した。

次に、「各教科教育研究Ⅰ」の担当者には、受講者の

出席状況について、試験の受験資格の根拠となることに加えて教育実習Ⅱの履修基準としても機能することを、平成17年度と同様に周知した。具体的には、出席状況の芳しくない学生について、授業担当者から教育実習副委員長に報告するよう依頼した。また、「教育実習基礎研究」の中間試験は、概ね予定通り実施された。

以上のごとく設定・運用された履修基準に関して、大方の学生はクリアーすることに成功し、特段の指導を要する者は出現しなかった（70単位関門に抵触した者を除く）。

### 3.3 履修基準に関する課題

履修基準に関する課題としては、例えば次の諸点が指摘されている。

第一は、表2の①に関連するものである。「教職入門」の受講生数は、例年200数十名にのぼり、年度によっては300名近くにまで達することがある。そのうち学校教育課程の学生が約100名、残りは他課程、他学部、科目等履修生などの学生である。そして1年次に「教職入門」の単位を修得できなかった場合、学校教育課程の学生は、2年次に教育実習Ⅰを履修することができず、即卒業延期となり、4年間で教員免許を取得することはもちろん不可能となる。学校教育課程以外の学生については、たとえ1年次に「教職入門」の単位を修得できなくても、それが原因で留年するということはなく、翌年度以降に単位を修得すれば、4年間で教員免許を取得することに全く問題はない。このような状況を不公平だとして問題視する声は、機会があるごとに、授業担当者の中から聞こえてくる。また「教職入門」の運営は、他の科目のそれに比べて非常に負担が大きく、授業担当者が大変な苦労を強いられている。とりわけ学校教育課程の学生に「不可」をつけることに対して、かなり慎重でなければならないために、例えば出席状況を他の授業よりも厳密にチェックする、欠席が一定の回数に達したら呼び出して警告を与える、課題提出やレポート・試験の機会を複数設定することで成績評価機会が「一発勝負」となることを避けるようにするなど、全受講生を対象とした様々な「救済措置」が準備され、実行されているのである。

第二は、表2の②の不備を指摘するものである。「手引き」においては、3年次に教育実習Ⅱを履修するため

の要件として、2年次に教育実習Ⅰを履修しなければならないことが明記されていない。もちろん教育実習がⅠ→Ⅱ→Ⅲの「順に実施する」ものであることは「内規」第3条に書かれており、おそらく大きな混乱は起きないはずである。しかし様々な理由により、教育実習Ⅰにすら行けない2年次生が出現しているのが現状であり、そうした学生が、3年次になって教育実習Ⅱの履修を希望する場合も考えられないわけではないだけに、事前に周知を一層徹底する、あるいは念のため履修基準の整備をするなどの措置が必要であると思われる。

くわえて、「各教科教育研究Ⅰ」における「良好な出席状況」についても、厳密に定義することは難しく、また、特定の日時にリアルタイムで集計することも容易ではない。そのため、グレーゾーンの中で「善意に解釈」して処理されるケースが少なからずあると思われる。そもそも、試験で不合格になったのならともかく、欠席が少しばかり目立つという理由で教育実習Ⅱの履修を認めないという運用方法は、当該教科の授業担当者から全面的な賛同を得ているわけではない。

この他にも大小さまざまな問題が散見されるが、ともあれ、授業にきちんと出席してその内容を修めることは、あらゆる学生にとって当たり前のことに過ぎず、そのこ

とに「それ以上」の機能を与えることは、本来好ましくない。当然ながら、所定の陶冶がなされなければ、教育現場で子どもの前に立つことは差し控えるべきであるが、「～させない」というアプローチはあくまで次善の策であって、決して最善ではないという認識が必要であろう。

#### 4 学部と附属学校間の連携

##### 4.1 教育実習生の力量形成を期した学附間の取り組み

学生諸個人が行う教育実習の成否は、当該期間中の実習校における努力はもちろんのこと、実習本番を迎えるまでの準備の周到さに負うところが大きい。特に、計画的教員養成の軌道に乗った学生が本格的に走り始める2年次以降においては、教育実践の場で生起する諸問題に対して具体的・臨床的にアプローチする能力を、平素から涵養しておくことが重要である。そのためには、学部と附属学校園が緊密に連絡を取り合いながら、学生一人ひとりの実践的力量を高める手立てを講ずる必要がある。

このことに鑑み、すでに平成17年度の段階で、プロジェクトの骨子について学部教授会で了承を得るとともに、特に「教育実習ⅠおよびⅡ」の受け入れ校となる附属小・中学校の校長、副校長、教頭、ならびに教務主任にも説明を行い、合意に至っている（鈴木ほか、2006）。その

表3 学附間の連繫事項

教育実習Ⅰ	【附属小学校】 実習期間中、児童の観察により多くの時間を充てるため「道徳」「同和」「特別活動」「生徒指導」の各講話は、学部の「教育実習基礎研究」の中で附属小学校の現地指導講師が担当する（従来は実習期間中に附小で実施）。
	【附属中学校】 従来通り。
教育実習Ⅱ	【附属小学校】 ① 教育実習基礎研究（大学教員）：「道徳の学習指導案作成の課題」 ② 初等各科教育研究Ⅰ（現地指導講師）：「小学校の実態と学習指導案について」 ③ 教育実習Ⅱ事前指導（附小）：国 or 算の学習指導案作成が宿題に課される ④ 教育実習Ⅱ直前指導（附小）：事前提出した学習指導案の添削指導を受ける ⑤ 教育実習Ⅱ実施
	【附属中学校】 ① 教育実習基礎研究（現地指導講師）：「中学校の実態と各科共通の学習指導案について」 ② 中等各科教育研究Ⅰ（現地指導講師）：「中学校の実態と各科教育の学習指導案について」 ③ 教育実習Ⅱ事前指導の前に各自学習指導案を作成・提出 ④ 教育実習Ⅱ事前指導（附中）：事前提出した学習指導案の添削指導を受ける ⑤ 教育実習Ⅱ直前指導（附中）：実習の詳細なガイダンス ⑥ 教育実習Ⅱ実施

（鈴木・幸・竹内・竹井 2006）

主だったところは、表3のごとくである。平成18年度においては、これらの手続きは概ね順調に進められた。

#### 4.2 学附連繋の成果と課題

では、実際に実習生の受け入れを担った附属学校側は、上記をどのように評価しているのだろうか。附属小・中の教育実習担当教員に質問紙を送付し、自由記述による回答を求めた。

第一の質問は次のようである。

「教育実習改革を企図して事前指導や実地指導を変更（表3参照）しましたが、各変更点は実習の運営や実習生の様態にどのような影響を及ぼしたとお考えですか。成果や課題、あるいは新規のご提案などお聞かせください。」

これに対し、附属小・中側から表4-1、4-2のような回答が寄せられた。

表4-1 事前指導・実地指導の方法変更について（附属小学校）

- 教育実習Ⅰでは、講話が少ない分、学級で実際に児童や授業の観察をし、可能な指導には、直接かかわることができた。
- 教育実習Ⅰにおいて、実習期間中に指導案作成についての講話を行ったが、講義室は空調設備がなく大変蒸し暑いうえに、時間的にも45分と十分な時間ではない。より有意義な講話にするためにも、教育実習Ⅱと同様に、大学で実習事前に行う指導にしてはどうだろうか。

表4-2 事前指導・実地指導の方法変更について（附属中学校）

- 事前に教育実習の実際をよりよく理解し、実習に向けての心がまえをしっかりともつことができたようになった。
- 学習指導案について理解を深め、実習前に学習指導案をある程度書けるようになった。また、実習中に実際の学習指導（授業準備、教材研究、指導法の習得等）により多くの時間をかけることがで

きるようになった。

- 実習後のアンケート（実習生からの要望）にもあるように、大学学部での授業の中で学習指導案について学習する機会があるとよい。

上記のように、今回の取り組みは、学校現場で実際に授業を担当することに向けての準備を周到に整えるという点で、実習生に大きな成果をもたらしたものと思量される。とりわけ、従来、教育実習Ⅱの開始時からしばらくの間は学習指導案の作成など机上の作業に終始し、現場の状況に向き合った実践的な学びの機会が少ないという問題があったが、事前指導や実地指導の方法を工夫することにより、後者により多くのエネルギーを注ぐことが可能となった。

ここで、附属側から指摘されているように、教育実習に向けての事前指導（特に学習指導案作成）をさらに推進していくことは重要な課題である。しかし、学生の専門分野（選修・主専攻・副専攻）が細分化し、いわば「ミニ・ユニバーシティ」の様相を呈している教育文化学部（学校教育課程）において、当該実習生が一同に集う場面は、正規の授業科目の中ではさほど多くない。その限られた機会をとらえて、すべての実習生にとっての共通の・基礎的内容を周知・徹底することは、現在の方法をもってあたるのが精一杯であろう。今後、カリキュラムや制度の抜本的な見直しに合わせて、事前指導や実地指導のあり方にもあらためて検討を加える必要がある。

第二に、以下の内容を尋ねた。

近年の教育実習では、実習生の教科指導や学級経営に関する能力不足、教員（＝社会人）として相応しくない言動、社会的スキルやコミュニケーション能力の不足、等々に起因する様々な問題が顕在化しております。特に昨年度や本年度の実習で見られた事例に関して、今後どのような対応が必要であるとお考えですか。附属での対応策だけでなく、学部に求めたい事案についても率直なご意見をお聞かせください。

これに対する附属側からの回答は、表5-1、5-2のごとくであった。

表5-1 不適応問題への対応について（附属小学校）

- 小学校では本年度、勤務時間内に指導を終えるよう共通理解をして臨んだ。しかし実習生の実態によって、延長せざるを得ないことがあった。どうしても自力でできない教生に対して、どこまで指導教諭がかかわるのか、共通理解が必要だと思う。個別の特別な指導時間を確保しなければ、実習内容をクリアーすることは難しい教生は今後も出てくると思う。受け持った教生であれば、責任持って指導したいと思うが、大学を含めて小学校としてこのような教生にどう対処していくのか、ある程度の線を出しておく必要はあると思う。
- 言動や能力というよりもメンタルな面でのケアを必要とする実習生が多いと感じた。期日までに提出できないこと、個人で仕上げておくべきこと等一人で抱えきれずに実習を続けることができなくなる傾向がある。このようなことが心配される実習生については、事前に小学校に連絡をいただき、支えあうことのできる友人と同じクラスに配当する等の手立ても必要ではないかと感じた。

表5-2 不適応問題への対応について（附属中学校）

- 実習前に十分なガイダンスあるいはカウンセリングが必要ではないかと思えます。問題となる事例が発生した場合、教育実習運営委員の先生だけで対応するのではなく、各教科指導教官を含めた組織を編成し、学部全体で取り組むべきだと考えます。

ここに現れているのは、たしかに「教育実習（生）の問題」ではあるが、より正確にその所在を同定するならば、「教育実習以前の問題」であるといえる。すなわち、「運営」や「指導」の守備範囲内にはもともと存在しない、あるいはそこから大きくはみ出してしまう問題である。とはいえ、実際に当該実習生の指導にあたる教員にしてみれば、「責任を持って指導」の名の下、多大な精力を注ぐことを余儀なくされる。

じつは、この種の問題は、当初の想定外であった。と

いうのも、教育実習改革プロジェクトが立ち上げられた契機は、「うまく教えられない」とか「教員として相応しい態度が取れない」など、つとめて「学校の中」で適切に振舞うことのできない実習生が目立ち始めたことであった。それゆえ、そのような事態を未然に防ぎ、しかるべき力量を備えて実習に臨めるよう、様々な手を打ってきた。しかし、今回頭わになったのは、学校に来ること自体が立ち行かない、「学校の中」に入る時点でつまずいてしまう実習生の存在である。彼らは、学校教育の大前提である「子どもとともにあること」において、すでにこれを受け入れることができない。

計画的教員養成を担うセクションにおいて、この問題は一筋縄では解決されない。こんにち、「学校教育課程の入学者＝教職に就くことを熱望する者」という単純な論理がすでに破綻していることは周知の事実である。しかし、ひとたび「計画養成」の看板を掲げてしまえば、その所属学生は全員、一定のルールに乗せられ、途中で進路変更したり、「教職を目指さない」とあからさまに言明しながら学生生活を続けたりすることは容易ではないのが実情である。したがって、関係教員（学部や附属）はいきおい、その学生を「何とかする」方向で奔走することになる。

だが、そこでなされる「対応」が、指導教員の個人的資質・能力に大きく与かるものであったり、運営・指導の守備範囲を逸脱したところで要請されたり、そもそも「教職就職を熱望しない」者が対象であったりするという現状を、このまま放置してはならない。教育実習はひとつの「制度＝システム」として実施されるものであり、したがってそれを円滑に稼働させるためのコンポーネントを過不足なく特定・整備することが、学附連携の大きな課題である。

## 5 まとめ

平成18年度日本教育大学協会研究集会の全国教育実習研究部門（10月14日、千葉大学）と、同九州地区教育実習部門（11月24～25日、佐賀大学）の両研究協議会においては、どの大学でも教育実習不適応学生への対応に少なからず苦慮している様子が見られた。しかし、実習に参加できない学生や「不可」の学生が出現した場合の具体的な対処法を策定するに至っていない大学も多く、また、

そうした学生には進路変更（ex. 転学部、課程変更など）の途を開いたり、教育実習の単位の代替措置を講じたりする大学さえある実態も明らかになった。

今後、こうした教育実習不適合学生への対応が重要懸案事項となる一方で、平成18年7月11日に出された中央教育審議会の答申（以下、「中教審答申」と称す）への対応も最重要課題となろう。すなわち、「今後の教員養成・免許制度のあり方について」において示された「教育実習の改善・充実」の提言に対する対応である。中でも、大学が実習校と協力して指導に当たることや、学生の意欲や能力によっては教育実習を受けさせないことなどの事項は、今後の大学における教育実習の実施・運営のあり方に大きな影響を与えるものと予見される。

前者は、教育実習を実習校に任せっきりにしてしまう傾向にあった従来の大学側の体質を改善するよう迫る内容であり、今後、大学教員全員が教育実習への理解を深めていくことの必要性が訴えられている。ちなみに教育文化学部では、附属学校及び公立学校で教育実習を行う全学生の指導教員に対し、当該学生の研究授業を参観するよう要請し、教育実習を「実習校任せ」にしないよう努力してきたが、今後はさらに踏み込んだ協力体制が望まれるところである。その意味では、教育実習改革プロジェクトにて実施した学附連携の試みは、この中教審答申への一早いレスポンスであったと言える。

他方、後者に関して、教育実習前に学生の能力や適性、意欲などを的確につかむことは容易ではない。今回のプロジェクトでは、各教育実習に臨むにあたっての履修基準を定め、所定の内容を修めておくことを教育実習参加の要件とした。しかしながら、これはあくまでも現行カリキュラムの枠内で着手可能なものに限定した暫定的措置である。本来なされるべき抜本的改革、すなわち、①各教育実習を切り離してそれぞれ評価し、一定の条件に達しない者には教育実習の履修を制限すること、②教育実習を柱とし、教科内容に関する学習と教職に関する学習の有機的結び付きを図る、③中教審答申で示された「教職実践演習（仮称）」の新設や必修科目の内容を検討する、等々は、平成20年度予定の大学改革の中で鋭意検討中である。とはいえ、そうした「大手術」を待つ間にも、風邪やちょっとした怪我で町医者にかかる患者は日常的に現れる。現に、次年度の教育実習計画は着々と進

行しており、その中に「今すぐ手当ての必要な者」が含まれている可能性は否定できない。そこに先鞭を付けたという点こそが、今回のプロジェクトの大きな意義である。

#### 脚注

- 1) 近年、全国の教員養成系大学・学部・課程等で、①社会的スキルやマナーの欠落、②教科内容に関する能力の不足、③児童生徒や他教員（教育実習生を含む）とコミュニケーションする能力の不足、といった問題を抱える教育実習生が顕在化してきた。これらを総称し、「教育実習不適合学生」と称す。
- 2) この他、「定期健康診断」を毎年受診することが必須である。未受診の者には、自費で健康診断を受け、診断書を提出するよう指導を徹底している。

#### 参考文献

鈴木理・幸秀樹・竹内元・竹井成美 2006, 「計画的教員養成における教育実習改革の成果と課題」『大学教育研究』第2号, 1-9頁。